

平成27年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成27年5月8日（開会）

平成27年5月8日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十七年第一回臨時議会議録

(平成二十七年五月)

垂水市議会

第 1 回 臨 時 会 議 録 目 次

第1号（5月8日）（金曜日）

1. 事務局長の臨時議長紹介	4
1. 市長挨拶	4
1. 副市長就任挨拶	4
1. 執行部紹介	4
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 仮議席の指定	5
1. 議長の選挙について	5
1. 新任議長挨拶	8
1. 議席の指定について	8
1. 会議録署名議員の指名	8
1. 会期の決定	8
1. 副議長の選挙について	9
1. 新任副議長挨拶	9
1. 各常任委員・議会運営委員の選任について	9
1. 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告	10
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	10
1. 報告第1号・報告第2号一括上程	11
報告	
1. 報告第3号～報告第5号一括上程	11
報告、質疑、表決（承認）	
1. 議案第40号～議案第42号一括上程	18
説明、質疑、表決	
議案第40号・議案第41号（適任）	
議案第42号（同意）	
1. 議案第43号上程	20
説明、質疑、表決（同意）	
1. 閉 会	20

平成 2 7 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 臨 時 会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
5	・	8	金	本会議		開会、仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙、各常任委員及び議会運営委員の選任、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙、議案等上程（説明、質疑、表決）、閉会

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 報告第 2 号 平成 2 6 年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用について
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度垂水市一般会計補正予算（第 8 号））及び平成 2 6 年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 4 0 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 4 1 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 4 2 垂水市固定資産評価員の選任について
- 議案第 4 3 垂水市監査委員の選任について

平成 2 7 年 第 1 回 臨 時 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 7 年 5 月 8 日

本会議第1号（5月8日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	岩元明	観光課長	高田 総
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画政策課長	角野毅	水道課長	北迫一信
財政課長	野妻正美	会計課長	堀内昭人
税務課長	池松烈	監査事務局長	楠木雅己
市民課長		消防長	前木場強也
併任		消防本部次長	
選挙管理委員会		兼署長	後迫浩一郎
事務局長	白木修文	教育長	長濱重光
保健福祉課長	篠原輝義	教育総務課長	保久上光昭
生活環境課長	田之上康	学校教育課長	下江嘉誉
農林課長		社会教育課長	森山博之
併任			
農業委員会			
事務局長	川畑千歳		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	瀬脇恵寿

平成27年5月8日午前10時開会

△事務局長の臨時議長紹介

○**事務局長（磯脇正道）** 今回の議会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、堀添國尚議員が最年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

[堀添國尚議員議長席に着く]

○**臨時議長（堀添國尚）** 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました堀添國尚です。議長の選出が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

△市長挨拶

○**臨時議長（堀添國尚）** ここで、市長から挨拶のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[市長尾脇雅弥登壇]

○**市長（尾脇雅弥）** 皆様、おはようございます。

本日、平成27年第1回垂水市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、まことにありがとうございます。

初めに、議員の皆様方におかれましては、4月19日の告示以来、1週間の厳しい選挙戦を連日にわたり御健闘され、市民の皆さんからの力強い御支援と厚い信頼、そして大きな期待を担われた結果、見事、当選の榮に浴されました14名の方に、改めて心からお祝いを申し上げます。

本市議会の議員に御就任になり、本日、こうしてお目にかかれますことは、私どもといたしましても心強く、また、この上ない喜びでございます。

申し上げるまでもなく議会は民意を代表し、

執行機関と議論を尽くし、市政発展のために、ともに歩みを進めていかなければなりません。くれぐれも健康に御留意くださいませ、これからの4年間、安心・安全で住んでよかったですと思える元気なまちづくりに向け、格別の御理解と御協力を賜り、また、市議会の活動を通じて、市政の発展に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、今回の選挙に対しましてお喜びと今後の市政に対しますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

△副市長就任挨拶

○**臨時議長（堀添國尚）** 次に、副市長から就任挨拶のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○**副市長（岩元 明）** 3月議会で副市長として御承認いただきました岩元明でございます。

皆様方と再びこのような形でお会いするようなことになろうなどは、夢にも思っておりませんでしたけれども、その間、私のほうは賞味期限がすっかり切れまして、あと有効期限だけがわずかばかり残っているといった状態ではございますけれども、事務方の監督責任を全うする所存でございますので、どうかよろしくおつき合い願いますようお願いいたします。

△執行部紹介

○**臨時議長（堀添國尚）** 次に、今回の選挙によりまして、私を含め議員各位には、市民の選良として議席を得てられました。本日は一般選挙後、初めての議会ですので、改めて理事者の皆さんの紹介をお願いしたいと思います。

それでは、教育長以下、自己紹介の発言を順次許可いたします。

○**教育長（長濱重光）** おはようございます。教育長の長濱でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。企画政策課長、角野でございます。これ

からもよろしく願いをいたします。

○**財政課長（野妻正美）** おはようございます。財政課長の野妻正美でございます。どうかよろしく願いいたします。

○**水産商工観光課長（高田 総）** おはようございます。水産商工観光課長を拝命いたしました高田聡でございます。元気な垂水市をつくるために頑張ってます。よろしく願いいたします。

○**保健福祉課長（篠原輝義）** おはようございます。保健福祉課長の篠原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**総務課長（中谷大潤）** おはようございます。総務課長の中谷大潤でございます。どうかよろしく願いいたします。

○**土木課長（宮迫章二）** おはようございます。土木課長の宮迫章二でございます。どうかよろしく願いいたします。

○**農林課長（川畑千歳）** おはようございます。4月1日付で農林課長兼農業委員会事務局長を拝命いたしました川畑千歳です。よろしく願いいたします。

○**教育総務課長（保久上光昭）** おはようございます。教育総務課長の保久上です。どうぞよろしく願いいたします。

○**学校教育課長（下江嘉誉）** おはようございます。学校教育課長の下江嘉誉と申します。よろしく願いいたします。

○**社会教育課長（森山博之）** おはようございます。社会教育課長の森山博之でございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○**水道課長（北迫一信）** おはようございます。4月1日付で水道課長を拝命いたしました北迫一信です。よろしく願いいたします。

○**生活環境課長（田之上康）** おはようございます。生活環境課長の田之上康です。どうぞよろしく願いいたします。

○**市民課長（白木修文）** おはようございます。

市民課長兼選挙管理委員会事務局長の白木です。よろしく願いいたします。

○**税務課長（池松 烈）** おはようございます。税務課長の池松烈でございます。よろしく願いいたします。

○**消防長（前木場強也）** おはようございます。消防本部消防長の前木場です。よろしく願いいたします。

○**消防本部次長兼署長（後迫浩一郎）** おはようございます。消防本部次長兼署長の後迫浩一郎と申します。よろしく願いをいたします。

○**監査事務局長（楠木雅己）** おはようございます。監査事務局長の楠木雅己と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○**会計課長（堀内昭人）** おはようございます。会計課長の堀内昭人でございます。どうぞよろしく願いいたします。

△開 会

○**臨時議長（堀添國尚）** ただいまから、平成27年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○**臨時議長（堀添國尚）** それでは、本日の会議を開きます。

△仮議席の指定

○**臨時議長（堀添國尚）** この際、議事の振興上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席議席といたします。これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議長の選挙について

○**臨時議長（堀添國尚）** 日程第1、これより議長の選挙を行います。

議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

ついては、議長の職を志願される方は、演壇

にて所信を述べていただきたいと思います。

なお、2名以上の場合は、議席番号順にお願いいたします。

それでは、まず議長の職を志願される方の起立を求めます。

[志願者起立]

○臨時議長（堀添國尚） 着席してください。

議長の選挙に池之上誠議員、池山節夫議員の2名の志願される方がありました。

最初に池之上誠議員から演壇にて所信を述べていただきます。

[池之上誠議員登壇]

○池之上誠議員 皆さん、おはようございます。

まず、垂水市議会議員必携にも掲載されていますように、地方議会におきましては、自然共通の法則として会議原則がうたわれていることは、御承知のことと思います。

その中で、議員平等の原則、すなわち会議を構成する議員は、新旧、年齢、性別、学閥、門閥、貧富など一切の差別はなく、平等であるとする原則がうたわれております。

そのことを冒頭申し上げまして、僭越ではございますが、議長選挙への立候補に当たり所信を述べさせていただきます。

さきの市議会議員選挙におきまして、私は、これからの4年間のキーワードは地方創生であり、垂水市民の幸せ、市政発展のためにも、市民の声を反映させ、民間の活力を生かし、行政の知恵を絞り、議会も活発な議論を行い、オール垂水で臨むことが大切であると訴えてまいりました。

また、二元代表制のもと市長と議会は対等であり、車の両輪であることから、市長の執行機能に対し、我々10名の議員が、議会の持つチェック機能、議決機能を最大限に生かせるように、議会改革も継続しながら、議会として、また議員として研さんを積み重ね、市民に開かれた議会、信頼される議会を構築したいと訴えてまい

りました。

その思いは、この議長選挙の所信表明においても、何ら変わることはありません。その究極の目標である垂水市民の幸せのために、開かれた議会、信頼される議会を皆さんとともに構築するために、今回の議長選挙に立候補をする決意をいたしました次第でございます。

最後になりますが、会議原則の中に、議長の会議指導の原則、すなわち会議の主宰者たる議長は、職務の執行に当たり冷静かつ厳正・公平で、中立的でなければならないとする原則が、うたわれております。

改めまして、このことを遵守することを皆様にお約束申し上げ、同僚議員の皆様の御高配を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、立候補の所信といたします。

御清聴ありがとうございました。

○臨時議長（堀添國尚） 次に、池山節夫議員、お願いいたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 皆さん、おはようございます。今、池之上議員のほうからも、議長の何たるかということで立候補表明がありました。

私は、もう議員生活16年になりますが、私には私なりの議長像というのがありまして、これまでの経験された議長の方々、それなりに立派な議会運営をされたと思っています。

私は、これから先、この厳しい時代に二元代表制のもとで、やはりあのチェックをする、そういうものが重要なのは言うまでもありませんけれども、これから市民の声を行政に届ける、その作業はもちろんですけど、これから先、もっと声を上げて、議会の立場を理解していただく、市民の方に議会というものをもっと理解していただくということを、議長というのが、それをできる立場にあると思っています。

それをこれから先、もっともっと声を上げて、そして議会に立候補、議員として立候補してく

れる若いそういう方々が、もっと議会に目を向けて俺も立候補しようと、そういうふうになるような議会を発信していきたい、そういうふう

に思っております。
これから先、本当に議会、議長の立場ちゅうのが重要になると思います。それで、議長は議会を代表して、市民の皆さんにその声を上げていく、その作業が最も大事だと思っておりますので、同僚議員の皆様の御賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（堀添國尚） 以上で、議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

それでは、ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（堀添國尚） ただいまの出席議員数は、14人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（堀添國尚） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（堀添國尚） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○臨時議長（堀添國尚） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

[1番議員から順次投票]

1番 村山芳秀議員

2番 梅木勇議員

3番 堀内貴志議員

4番 川越信男議員

5番 感王寺耕造議員

6番 堀添國尚議員

7番 池之上誠議員

8番 持留良一議員

9番 池山節夫議員

10番 北方貞明議員

11番 森正勝議員

12番 川尻達志議員

13番 篠原静則議員

14番 川畑三郎議員

○臨時議長（堀添國尚） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（堀添國尚） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（堀添國尚） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に村山芳秀議員、梅木勇議員、堀内貴志議員を指名いたします。

ただいま指名されました3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○臨時議長（堀添國尚） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 13票

無効投票数 1票

有効投票総数のうち

池之上誠議員 7票

池山節夫議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、池之上誠議員が議長に当選されました。（拍手）

ただいま議長に当選されました池之上誠議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長挨拶

○臨時議長（堀添國尚） 池之上誠議員の議長の挨拶を許可します。

[議長池之上誠議員登壇]

○議長（池之上誠） ただいま議長に推挙いただきました。ありがとうございます。

ノーサイドの笛が鳴っております。これからは、皆さんとともに、この垂水市を市民の皆様の幸福を願い、そして市政発展のために、行政ともども我々議会も、一生懸命に精進していかなければならない。そのために私は皆様の旗振り役として、この2年間、頑張ってまいりたいと思います。どうぞ御協力のほうよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（堀添國尚） 以上で、議長選挙を終了いたします。

これをもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

議員各位の御協力を得まして、無事に臨時議長の職務を務めさせていただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

それでは、池之上議長、議長席に御着席願います。

[池之上誠議長議長席に着く]

○議長（池之上誠） ただいま議長席に着きました。どうか皆様方の今後の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。もう、このままいきますので、済みません。言葉だけでございます。済みません。

午前10時26分休憩

午前10時26分開議

○議長（池之上誠） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議席の指定について

○議長（池之上誠） 日程第2、議席の指定についてを議題とします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

議席は、御着席のとおりです。

1番	村山芳秀	議員
2番	梅木勇	議員
3番	堀内貴志	議員
4番	川越信男	議員
5番	感王寺耕造	議員
6番	堀添國尚	議員
7番	池之上誠	議員
8番	持留良一	議員
9番	池山節夫	議員
10番	北方貞明	議員
11番	森正勝	議員
12番	川尻達志	議員
13番	篠原静則	議員
14番	川畑三郎	議員

ただいまのとおり、議席を指定します。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、村山芳秀議員、川畑三郎議員を指名します。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、会期は、1日と決定いたしました。

△副議長の選挙について

○議長（池之上誠） 日程第5、これより副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、副議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

ついては、副議長の職を志願される方は、演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。

なお、2名以上の場合には、議席番号順にお願いいたします。

それでは、まず副議長の職を志願される方の起立を求めます。

[志願者起立]

○議長（池之上誠） 着席ください。

副議長の選挙に、10番北方貞明議員1人が志願されました。

ほかにいらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） いらっしゃらないようですので、10番北方貞明議員に、演壇にて所信を述べていただきます。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 私は、今回、副議長に立候補しました。

議会議員の中心である議長を補佐し、議会活動はスムーズに運ぶよう、その任務に一生懸命務めたいと思っております。皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。以上。

○議長（池之上誠） 以上で、副議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

お諮りいたします。

副議長の職を志願される方が1人でありますので、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることを決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、北方貞明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました北方貞明議員を副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました北方貞明議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました北方貞明議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

北方貞明議員の副議長の挨拶を許可いたします。

△新任副議長挨拶

[副議長北方貞明登壇]

○副議長（北方貞明） 先ほども述べましたように、議会活動がスムーズにいくように、議長を補佐してまいりますので、皆様方の協力をよろしくお願いいたします。

○議長（池之上誠） 以上で、副議長選挙を終了いたします。

△各常任委員・議会運営委員の選任について

○議長（池之上誠） 日程第6、各常任委員の選任について及び日程第7、議会運営委員の選

任についてを一括議題といたします。

ここで暫時休憩いたしますので、各議員におかれましては各委員の選任をお願いします。

議員の方は、全協室へお集まりください。

午前10時35分休憩

午前10時55分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

各常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、村山芳秀議員、堀内貴志議員、池之上誠議員、持留良一議員、池山節夫議員、北方貞明議員、川畑三郎議員、以上7名を総務文教常任委員に、

梅木勇議員、川越信男議員、感王寺耕造議員、堀添國尚議員、森正勝議員、川尻達志議員、篠原静則議員、以上7名を産業厚生常任委員に、

堀内貴志議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、川尻達志議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上6名を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（池之上誠） 各常任委員会及び議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務文教委員長堀内貴志議員、副委員長持留良一議員、

産業厚生委員長川越信男議員、副委員長堀添國尚議員、

議会運営委員長川畑三郎議員、副委員長感王寺耕造議員、以上でございます。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（池之上誠） 日程第8、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長において2名を指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定いたしました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に村山芳秀議員及び川越信男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました村山

芳秀議員及び川越信男議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました村山芳秀議員及び川越信男議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました村山芳秀議員及び川越信男議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上で、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を終了いたします。

△報告第1号・報告第2号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第9、報告第1号及び日程第10、報告第2号の報告2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
報告第2号 平成26年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用について

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） 地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成27年1月29日に、学校教育課職員が運転する給食配送車が、水之上小学校の給食用コンテナ室へバックする際に、駐車していた乗用車のフロント部分に接触し、損傷させたものでございます。

幸いに、相手方車両に乗車していた方はおら

ず、双方にけが、ありませんでした。

市は、責任割合100%負担し、相手方へ損害賠償額9万2,620円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は、全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。

当事者には、車の運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

○保健福祉課長（篠原輝義） 報告第2号平成26年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用について、地方公営企業法第24条第3項の規定に基づきまして、平成26年度垂水市病院事業会計において、予算の弾力条項を適用いたしましたので、御報告いたします。

予算の弾力条項とは、業務量の増加に伴い収入が増加する場合に限って、当該業務に要する経費について予算超過の支出を認めている規定でございまして、内容といたしましては、垂水中央病院の病棟の看護体制の変更と、一般病床の一部を療養病床へ転換したことによる病院事業収益の大幅な減益を見込んでいたところ、年末寒波のインフルエンザ・風邪等による影響等で入院患者が増加し、満床状況が継続したため、医業収益額が、当該見込み額を大幅に上回ることになり、これに伴い、肝属郡医師会に支払う指定管理料が、規定の予算額を超過することになった金額2,567万2,000円について、弾力条項を適用したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

△報告第3号～報告第5号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第11、報告第3号から日程第13、報告第5号までの報告3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度垂水市一般会計補正予算（第8号））及び平成26年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）

○財政課長（野妻正美） 報告第3号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

特別交付税の確定に伴う垂水市財政調整基金等の積み立ての執行に急施を要しましたので、平成27年3月31日に、平成26年度垂水市一般会計補正予算（第8号）、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成26年度の特別交付税が確定したことから、地方財政法第7条の規定により、平成25年度決算剰余金の財政調整基金への積み立てと市有移設整備基金へ積み立てることについて、予算措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも3億2,271万3,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は109億5,499万2,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

3ページの第2表繰越明許費の補正は、県へ

魅力ある観光地づくり事業が年度内に完成できないため、繰り越しになったものでございます。

事項別明細でございますが、最後の5ページをお開きください。

歳出は、総務管理費の8目財産管理費の市有施設整備基金積立金及び財政調整基金積立金でございます。

これらに対する歳入は、5ページの上の表、歳入明細にありますとおり、地方交付税により収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、平成26年度垂水市一般会計繰越計算書につきまして、御報告いたします。

平成26年度の歳出予算の経費のうち年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、平成27年度に繰り越して使用しますことを3月議会の平成26年度補正予算（第7号）で御承認をいただいておりますが、今回の補正予算（第8号）とあわせて、その繰越明許費にかかわる繰り越し計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、配付しておりますとおり、平成26年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰り越しました理由は、主に、国の平成26年度の補正に伴い予算措置したもので、年度内に工期が十分確保できなかったことにより、やむを得ず繰り越すものでございました。

繰り越しの合計額は4億7,197万9,000円で、経費の内訳は、工事請負費、委託料、事務費等でございます。これに要する財源は、国庫支出金が2億1,281万9,000円、地方債が2億4,590万円、一般財源が1,326万円でございます。

以上で報告を終わります。

○市民課長（白木修文） 報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

す。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、平成27年度の国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、平成27年3月31日に、垂水市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、第1条では、国保税の賦課限度額は、政令の地方税法施行令によりその上限が定められており、今回の地方税法施行令の一部改正により、第2条第2項の国民健康保険税の医療分の上限額を「51万円」から「52万円」に引き上げ、同条第3項の後期高齢者支援金に当たる部分の上限額を「16万円」から「17万円」に引き上げ、同条第4項の介護納付金に当たる部分の上限額を「14万円」から「16万円」に引き上げております。

これにより、国民健康保険税の上限額は、「81万円」から「85万円」に4万円引き上げられることとなります。

第23条第2号では、5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を「24万5,000円」から「26万円」に引き上げ、同条第3号では2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を「45万円」から「47万円」にするもので、これらの改正により、国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担軽減を図るものでございます。

次に、第2条では、平成26年条例第14号の垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のうち、附則第15項の改正規定の「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分のみ、施行期日を「平成29年1月1日」から「平成28年1月1日」に改めるものでござい

ます。

なお、附則におきまして、平成27年4月1日からの施行期日を規定しております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（池松 烈） 報告第5号専決処分の承認を求めることにつきまして、まことに申しわけございませんが、添付資料に漏れがあったようでございますので、加筆訂正をお願いしたいと思います。

添付資料の垂水市税条例等の一部を改正する条例、市長記名後の「垂水市条例第号」となっておりますが、第18号ということで、「垂水市条例第18号」ということで、「18」を加筆願いたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

改めまして、報告第5号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

平成27年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成27年4月1日から施行されたことに伴いまして、平成27年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

平成27年度の地方税制の改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、地方税制の改正が行われたものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、地方団体に対する寄附金に係る個人住民税による寄附金

税額控除の拡充を行うこと、環境への賦課の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設、二輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率の引き上げ時期の1年延期等を行うこと。

平成27年の評価がえに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置等を継続することとしたことと、また、引用する法令等の条項の整理を行ったものでございます。

以上、申し上げましたことによりまして、垂水市税条例等の一部を改正したものでございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。

改正する箇所をアンダーラインでお示ししております。

なお、改正が多岐にわたっておりますので、基本的な内容での説明になりますが、御了承をいただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

第2条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号と利用等に関する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があったため、番号制度関係で、市が作成する納付書等の記載事項に、当該納付者等の個人番号または法人番号を追加するものでございます。

第23条第2項につきましては、法人市民税におきます恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書きおろす形式にしたものでございます。

1ページから3ページにわたりますが、第31条の第2項及び第4項につきましては、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金の額に係る改正に伴う措置を行うもので、法人税改革の一環として、現在、均等割額の税率区分の基準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額をきちんとされることとなります。

第33条第2項につきましては、所得税におけ

る国外転出時課税の創設に伴い、個人市民税所得割の課税標準の計算におきまして、当該譲渡所得につきましては、所得税法の計算によらないものとしたものでございます。

第36条の2第8項につきましては、法人番号を追加したものでございます。

第36条の3の3第4項につきましては、法律改正にあわせて項ずれの整備を行ったものでございます。

4ページをお開きください。

第48条第6項につきましては、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取り扱いを踏まえ、所要の措置を講じることとしたものでございます。

第50条第3項につきましては、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續に関し、法人税法改正に伴い所要の措置を講じたものでございます。

5ページをお開きください。

第51条第2項につきましては、市民税の減免に関し事項の追加を行ったものでございます。

第57条と第59条につきましては、法律の条ずれに伴い改正したものでございます。

6ページから8ページにわたりますが、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2につきましては、事項の追加を行ったものでございます。

第89条第2項第2号につきましては、軽自動車税の減免に関し、規定の整備を行ったものでございます。

9ページをお開きください。

第90条第2項第1号につきましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免に関し、規定の整備を行ったものでございます。

9ページから10ページにわたりますが、第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免に関し文言の整理、事項の追加を行ったものでございます。

第149条第1項第1号につきましては、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に関し、規定の整備を行ったものでございます。

附則第4条につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例に関し、法律の条ずれに伴い改正したものでございます。

11ページをお開きください。

附則第7条の3の2第1項につきましては、消費税率引き上げ時期変更に伴う措置で、個人市民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長を行うもので、現行では、平成29年末までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、所得税同様、その対象期限を平成31年6月30日まで1年半延長し、現行同様、この措置による個人市民税の減収額は、全額国費で補填を行おうとするものでございます。

11ページから12ページにわたりますが、附則第9条、第9条の2につきましては、個人の市民税の寄附控除額に係る申告の特例等に関し、特例控除額の拡充を図るもので、平成27年中に支出する寄附金（平成28年度分の個人住民税）から適用し、特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充、また、申告手続の簡素化としまして、ふるさと納税ワンストップ特例制度を創設、確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合は、ワンストップで控除を受けられるようになります。

12ページから13ページにわたりますが、附則第10条の2につきましては、我が町特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特性措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長ほかを行ったものでございます。

13ページから15ページにわたりますが、附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対す

る固定資産税の減額の規定を受けようとするものが、全て申告に関し規定の整備を行ったものでございます。

附則第11条の見出しにつきましては、住宅用地等に対して減額措置を実施する市の土地に対して課する、平成27年度から29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に関し、法改正に伴い所要の措置を講じたものでございます。

15ページから16ページにわたりますが、附則第11条の2につきましては、平成28年度または平成29年度における土地の額の特例に関し、法改正に伴い所要の措置を講じたもので、現行の仕組みを3年延長、これに伴い、国有資産と所在市町村交付金については、所要の措置を行おうとするものでございます。

16ページから17ページにわたりますが、附則第12条につきましては、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関し、法改正に伴い所要の措置を講じたもので、現行の仕組みを3年延長しようとするものでございます。

18ページをお開きください。

附則第13条につきましては、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関し、法改正に伴い所要の措置を講じたもので、現行の仕組みを3年延長しようとするものでございます。

18ページから19ページにわたりますが、附則第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例に関し、年度の改正を行ったものでございます。

19ページから20ページにわたりますが、附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例に関し、法規定の新設に合わせて一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を新設しました。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成28年度に特例措置を講ずることとしました。

附則第16条の2につきましては、法改正に伴い、たばこ税の税率の特例を廃止いたしました。

20ページから21ページにわたりますが、附則第22条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものが全て申告等に関し、規定の整備を行ったものでございます。

次のページ、1ページから2ページにわたります。

垂水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例第2条関係でございますが、第1条、平成26年度改正、附則第1条、第4条につきましては、法改正に合わせて改正を行ったもので、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置を講じたものでございます。

次に、2ページから3ページにわたりますが、改正附則第6条につきましては、法律改正に合わせて改正しました。

次に、改正附則でございますが、条例の附則をごらんください。

条例の5枚目、9ページ目からになります。第1条に、施行期日を規定しております。

改正後の垂水市税条例は、平成27年4月1日から施行することとしておりますが、各号に掲げる規定は、それぞれ各号に定める日から施行することとしております。

第2条には、市民税に関する経過措置を規定しております。

また第3条に、固定資産税、第4条に、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

第5条には、市たばこ税に関する経過措置としまして、旧3級品の製造たばこに係る特例税

率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に、4段階で縮減廃止を行おうとするものでございます。

第6条に、特別土地保有税、第7条に、入湯税に関する経過措置を規定しております。

以上で、垂水税条例等の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 非常に難しかったですけども、簡単なことを聞きたいんですけど、第報告4号、ここでの一部を改正する条例ですけども、この対象者がどのくらいいらっしゃるのかということと、どのくらいの金額になるのかという前にも一遍、聞いたことがあった、ちょっと変動があるやもしれませんので、このことについてちょっとお聞きしたいと、その影響についてお聞きをしたいと思います。

それから、報告5号、非常に多岐にわたっていて、私たちもこの問題については、一体どこをどう見ればいいのかなかなかわかりにくいんですが、ちょっとはっきりいたしたいのは、いわゆる市民にとって、この部分の中で、結果として、市にとつたら、逆に言うとその部分が入ってこないということになりますけども、そういう中で何点か特徴を上げられたと思うんですが、国民住民税だとか、軽自動車税とか、地方たばこ税だとか、固定資産税とか、いろいろ特徴的なものを上げられたと思うんですが、この中で市民に対する負担がふえるので、結果は、それは市にとっては収入になる部分があるかと思うんですけども、このことについて、これの影響についてどのように、この結果、考えていらっしゃるのか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○市民課長（白木修文） 持留議員の御質問にお答えいたします。

まず、限度額が上がった影響につきましてです。まず医療給付費分につきましては、51万円が52万円になったんです。これの改正前の限度額を超えていた世帯は35世帯ありました。これが、今度の改正後は34世帯、1世帯減っております。

それから、後期高齢者支援金分です。これが16万円から17万円に上がったわけですが、改正前が30世帯、限度を超過していました。これが改正後は26世帯になりまして、4世帯減っております。

それから、介護納付金につきましては、14万円が16万円に上がったわけですが、改正前は、限度額を超えていた世帯が11世帯ありましたが、改正後は6世帯、5世帯減っております。

それから、軽減の判定が広がりましたが、この影響を受けた世帯です。まず改正前は、対象外の世帯が873世帯ありましたが、これが改正後は846世帯、結局、27世帯は、新たに軽減を受けるようになっております。

それから2割軽減の世帯です。改正前は330世帯ありましたが、改正後は322世帯、11世帯減っております。

そして、5割軽減世帯です。これが改正前は481世帯ありましたが、改正後は519世帯、38世帯多くなっております。

以上でございます。

○税務課長（池松 烈） 市民の負担がふえるものについて、御報告申し上げたいと思います。

特に固定資産税に関しましては、宅地、それから農地、それと評価がえの年度でも平成27年度でございますが、これの特例の処置を行ったということでございまして、今までのとおり、仕組みを3年延長しようということでございます。

と申しますのは、うちの場合は、大体3%か

4%以内の御存じのとおり、地価のほうが低下をしております。しかしながら、全国各地によりましては、箇所によりましては大幅に上昇している。

それをうちでいったら、市民の方々の負担が極端にふえないようにということで、そこんところを3年間にわたって調整を済ませようということでございますので、ここんところは、固定資産税のほうで調査をしてもらったんですけども、本市においては下がる傾向にあるので、影響はないんじゃないかということでございます。

それから、先ほど、軽自動車税の燃費性能に応じたグリーン化特例のお話をしましたが、平成27年4月1日から28年3月31日まで、今、新たにナンバーをもらった人、これ、3以上の軽自動車については、28年度から減税がありますよという、軽減をしていきますよということでございます。

例えば、電気軽自動車及び平成27年天然ガスが基準に適合する天然ガス軽自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

また、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる三輪以上の軽自動車について、税率のおおむね100分の50を軽減するというところでございまして、このグリーン化特例を設ける傍らで、環境に対して関心を持っていただく市民の方々には、軽減があるということでございます。

表立ったことに関しましては、そういうことでございます。

○持留良一議員 報告4号からいくと、対象者数が減っていくというような報告でした。対象者が減っていくような傾向にあると。要するに、上限が引き上げたことによって、そんな話もされたんですけど、税収との関係では、このことの影響というのは問題ないのか、それが一点と。

あと、法人住民税とか個人住民税、今回、ふるさと納税の問題が出てきましたよね。その1割が2割、控除が引き上げられるということが

出てきたんですが、全体的には、このことによって、市町村の税金との関係では、若干減るのかなというふうに思いますが、その点では、ふるさと納税がふえれば、その分がカバーできるということも出てくるんでしょうけども、今回の本市への影響というのは、全体として税収との関係でいくと、やっぱり一定の影響が出てくるというふうに見ておられます。その点について総括的にお聞かせください。

○市民課長（白木修文） まず、負担限度が上がったことによる調定額の増ですけど、改正による調定額の増といたしましては、医療給付費分が34万6,720円、後期高齢者支援金分が27万9,827円、それから介護納付金分が16万4,204円となり、改正により合計で79万751円の調定増が見られております。

それから、軽減枠が広がったおかげによる影響につきましては、条例改正に伴う調定額の減ですけど、医療給付費分が97万8,645円、それから後期高齢者支援金分が36万4,615円、介護納付金分が10万5,210円、合計で144万8,470円の調定減が見込まれているところでございます。

以上です。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はありませんか。ちょっと待ってください。済みません。

○税務課長（池松 烈） ふるさと納税の件でございますが、大変本市のほうは全国の方からいっぱいいただいているようなんですけども、今回、税務課の市民税系のほうで調査したところ、本市内では、ふるさと納税はされていらっしゃる方が、3名ほどいらっしゃるということで、内容的には、本市のその市全体の市民税に影響を及ぼすという、その方のそのときの負担のあれにもよります。大方、大きな部分の意味では影響はないものというふうに考えているところでございます。（発言する者あり）

○議長（池之上誠） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 先ほど持留議員のお尋ねの中で、丁寧な答弁があったわけですけど、もっと簡単に最高限度額が何万から何万になると、国保税の、個々で説明されましたよね。何か合わせて国保税ちゅうのは、その国保税の本体だけじゃなくて、含まれていますよね。

だから、例えばの話、75万が80万円になるとか、その対象者はどれぐらいいるのか、簡単でいいですから。

○市民課長（白木修文） 国保税というのは、医療給付費分、それから後期高齢者支援分、それから介護納付金分、この3つを合わせて国保税となります。

そして、この3つを合わせた最高限度額は、今までは81万円でした。それが今回の改正により、最高限度が85万円となっております。

個々におきましては、先ほども御報告申し上げておりますので、控えさせていただきます。

○議長（池之上誠） よろしいですか。

○堀添國尚議員 はい、ありがとうございます。

○議長（池之上誠） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

報告第3号中の平成26年度垂水市一般会計補正予算（第8号）及び報告第4号並びに報告第5号の報告3件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号中の平成26年度垂水市一般会計補正予算（第8号）及び報告第4号並びに報告第5号の報告3件は、いずれも承認することに決定いたしました。

△議案第40号～議案第42号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第14、議案第40号か

ら日程第16、議案第42号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第40号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第41号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第42号 垂水市固定資産評価員の選任について

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第40号及び議案第41号について一括して御説明を申し上げます。

両議案とも、人権擁護委員候補者の推薦につき、議会の意見を求めるものでございます。

まず、議案第40号は、現在、人権擁護委員であります黒石田時江氏が、平成27年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする黒石田時江氏の住所は、垂水市新城829番地2。生年月日は昭和18年6月1日でございます。

次に、議案第41号ですが、垂水市の人権擁護委員の定数は6人となっておりますが、現在、3人となっております。

今回、新たに山ヶ城芳子氏を人権擁護委員として推薦し、4人とするものでございます。

同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする山ヶ城芳子氏の住所は、垂水市浜平1700番地。生年月日は昭和21年12月15日でございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でござい

ます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第42号垂水市固定資産評価委員の選任について、御説明を申し上げます。

前任者の税務課長が人事異動により辞任をし、新たに垂水市固定資産評価委員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の池松烈でございます。住所は、垂水市旭町77番地。生年月日は昭和32年5月11日でございます。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午前11時35分休憩

午前11時44分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、議案第40号について適任とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については適任とすることに決定しました。

次に、議案第41号について適任とすることに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については適任とすることに決定いたしました。

次に、議案第42号について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、同意することに決定いたしました。

△議案第43号上程

○議長（池之上誠） 次に、日程第17、議案第43号垂水市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで垂水市監査委員として同意を求められている持留良一議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔持留良一議員退席〕

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第43号の垂水市監査委員の選任について御説明申し上げます。

議会選任の監査委員でありました大菌藤幸議員が、平成27年4月29日をもって任期満了となったことから、新たに議会選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする方は、持留良一議員でございます。住所は、垂水市錦江町1番地90。生年月日は昭和28年6月4日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期によるとなっておりますので、平成31年4月29日までということになります。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号垂水市監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

持留良一議員の着席を求めます。

〔持留良一議員着席〕

○議長（池之上誠） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（池之上誠） これをもちまして、平成27年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長
(臨時議長)

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員